

○特定任意講習実施要領の制定について

〔 令和 4 年 4 月 5 日 〕
〔 例規甲（免講）第 6 号 〕

別添

特定任意講習実施要領

第 1 制定の趣旨

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 101 条の 3 第 1 項及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 37 条の 6 第 1 項第 2 号の規定により、法第 108 条の 2 第 2 項に規定する山梨県公安委員会の行う講習のうち運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）で定める基準に適合するものを特定任意講習とし、これを受講した者は、運転免許証の更新時講習を受ける必要がないこととなるため、この特定任意講習の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 特定任意講習対象者

講習の対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関しほぼ共通の条件下にあると認められる次の者とする。

- (1) 講習の実施日から 6 月以内に法第 101 条に規定する運転免許証の更新を受けようとする者。ただし、法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する高齢者講習対象者を除く。
- (2) その他受講を希望する者

第 3 特定任意講習の受講人員

受講人員は、1 回の講習につきおおむね 50 人以上とする。

第 4 特定任意講習の内容及び時間

講習の内容及び時間は、別表の特定任意講習の講習科目、時間割等に関する細目に基づき 2 時間以上実施するものとする。

第 5 特定任意講習実施担当者

講習を実施する者は、山梨県公安委員会から講習の委託を受けた講習機関に属する講習指導員及び警察職員とする。

第 6 特定任意講習実施日時及び場所

講習実施の日時、場所等の講習に必要な事項は、1 回の講習の講習対象者を代表する者（以下「受講責任者」という。）と協議の上決定するものとする。

第 7 特定任意講習申請手続等

講習の申請手続等は、受講責任者から山梨県公安委員会あてに、次により行わせる

ものとする。

- (1) 講習実施の申込みは、受講希望日のおおむね3週間前までに、特定任意講習申込書（第1号様式）により行うこと。
- (2) 受講の申請は、受講希望日のおおむね2週間前までに、特定任意講習受講者名簿（第2号様式）に特定任意講習受講申請書（第3号様式）を一括して添え、提出して行うこと。
- (3) 講習手数料は、特定任意講習受講申請書に山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定める特定任意講習手数料の額の山梨県収入証紙を貼付して納付すること。

第8 特定任意講習終了証明書の交付

講習を終了した者に対しては、特定任意講習終了証明書（第4号様式）を交付するものとする。

第9 特定任意講習の配慮事項

講習を実施する担当者は、講習の実施に当たっては、次の事項に配慮して行うものとする。

- (1) 講習資料は、更新時講習のうちの違反運転者講習に用いるものと同一の資料を使用すること。
- (2) 講習用器材は、映写機、OHPその他講習に必要な器材を使用すること。
- (3) その他講習を効果的に行うため、講習対象者に応じた資料及び器材を活用すること。

第10 講習記録の保存

特定任意講習の実施状況を明らかにしておくため、特定任意講習関係書類綴を備え、特定任意講習受講者名簿ごとに特定任意講習受講申請書を添付し、講習実施日から5年間保存するものとする。

第11 事務担当課

この要領に関する事務は、交通部運転免許課において行うものとする。

別表

特定任意講習の講習科目、時間割等に関する細目

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分以上
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の責任 (5) 負傷者の救護措置	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	10分以上
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	○ ビデオ又は映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。 ○ 身近の事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分以上
4 運転適性、技能についての指導	(1) 運転適性についての指導（検査用紙使用） (2) 運転適性についての指導（検査機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、結果に基づいて安全指導する。 ○ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分以上
講習時間合計			120分以上

第1号様式

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">機関・団体等名</p> <p style="text-align: center;">受講責任者名</p> <p style="text-align: center;">特 定 任 意 講 習 申 込 書</p>			
受講する機関 ・団体等名 所在地 代表者 連絡先	電話 ()		
講習日時	年 月 日 午前・後 時 分から		
講習場所	所在地 施設名		
特定任意講習 受講人員	人	講習内容の一部を聴講する者の有無等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 人
※ 認定年月日	年 月 日	※認定結果の受講責任者への連絡	年 月 日 連絡実施者
※講習実施担当者	()		
備考	()		

※は記入しないこと。

第4号様式

第 号

特 定 任 意 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定め

る基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

※ 受講後6月以内の免許更新申請に限り、更新時講習が免除されます。

※ 免許証更新申請には、この証明書を添付することが必要です。